

令和8年度

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会
(書面)

令和8年5月

神戸市福祉局国保年金医療課

目 次

I 令和8年度 神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 専門部会の設置について	----- 1 頁
---	-----------

I 令和8年度 神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 専門部会の設置について

保険料に関する専門事項を調査審議するため、神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第8条に基づき、以下のとおり専門部会を設置する。

1 調査審議事項

神戸市国民健康保険財政安定化基金の活用方法について

2 委員候補

(1) 神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員（敬称略）

公益代表

上村 敏之

河端 晶子

保険医・薬剤師代表

久次米 健市

被保険者代表

末田 和也

(2) 専門委員（敬称略）

神戸大学大学院経済学研究科教授 鈴木 純

神戸学院大学経済学部准教授 金田 陸幸

3 設置期間

令和8年6月1日～令和8年9月30日

4 報告

専門部会にて審議した内容については、令和8年9月（予定）に開催する神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会にて報告する。

専門部会の開催経緯について

(1) 国の動き

- ・平成30年度より、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担っている。
- ・小規模保険者が多く財政運営が不安定になりやすいという国保の抱える課題に対応するため、国は保険料水準の統一を進めている。
- ・保険料水準が統一することで、都道府県内のどの市町村に住んでも、世帯構成・所得水準が同じであれば、同一の保険料で同一の保険給付が受けられる（同一所得・同一保険料）ことになる。

(2) 兵庫県の動き

- ・県は令和12年度の県内保険料率の完全統一を目指している。
- ・令和9年度から、県内統一の「標準保険料率」や「減免基準」が設定される。
- ・県下市町は、令和9年度から令和12年度までに「標準保険料率」や「県の減免基準」に移行する必要がある。

(3) 市基金（神戸市国民健康保険財政安定化基金）について

- ・市基金は、急激な医療費の増加や保険料収入の減少などの財源不足を補填するため設置している。（令和7年度より独自控除見直しに係る激変緩和の費用にも活用）
- ・しかし、標準保険料率に統一した後は、財源不足の補填は県の基金を活用することとなるため、市基金は財源不足の補填の役割がなくなる。
- ・令和12年度以降は、市独自の保険料引き下げや市独自の減免が実施できないため、市基金の使途が縮小される。（R6年度末基金残高は約40億円）

(4) 専門部会設置について

- ・以上のことから、令和9年度～令和11年度に市基金を活用する方法を審議するため、専門部会を設置する。

案① 保険料引き下げに活用する

案② 市減免基準の維持に活用する

案③ 保険料引き下げと市減免基準の維持に活用する（①と②の併用）

案④ その他

<スケジュール案>

- | | |
|-----------|---|
| 令和8年5月 | 神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（書面にて議決） |
| 令和8年6月～8月 | 専門部会開催（2回～3回） |
| 令和8年8月～9月 | 神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会開催（専門部会のとりまとめの報告） |